

# 大阪・関西万博を契機とした「みえの食」プロモーション業務委託仕様書

## 1 委託業務名

大阪・関西万博を契機とした「みえの食」プロモーション業務

## 2 事業主体

三重県

## 3 委託業務の目的

コロナ収束後の交流人口の増加やインバウンドの拡大、大阪・関西万博の開催など、関西圏のみならず、本県への観光誘客の増加が期待される中、関西圏のラグジュアリーホテルにおける三重県フェアの開催と合わせ、食関連業界に影響力が強いトップ人材と連携した BtoB プロモーションを実施することで、料理関係者および食材バイヤー等への「みえの食」の認知度向上を図り、県産食材の継続的な販路拡大につなげます。

## 4 契約期間

契約締結日から令和7年3月21日（金）まで

## 5 委託業務の内容

### (1) 関西圏のラグジュアリーホテルにおける三重県フェアの開催

情報発信力の高いラグジュアリーホテルにおいて、三重県フェアを開催し、「みえの食」の魅力を効果的に発信すること。

なお、三重県フェアの開催については、以下の条件を満たすこと。

- ・ 関西圏のラグジュアリーホテル 1カ所以上において実施する  
※ここでいう関西圏とは、大阪市、京都市、神戸市とする
- ・ フェアの期間は、1か月以上とし、5（2）BtoB プロモーションと日程を連動させる
- ・ 情報発信力を高めるため、ホテル内の異なる3店舗以上で実施する
- ・ 活用する食材については、三重県内の現地視察を行ったうえで、20種類以上の県産食材を選定する

また、お客様に、抽選で三重県への旅行クーポンをプレゼントするなど、三重県フェアへの誘客促進手段を講じること。

### (2) BtoB プロモーション（レセプション）の実施

関西圏を中心に活躍する料理人や食材バイヤーに対し、効果的に「みえの食」を訴求するため、以下の条件を満たしたレセプションを開催すること。

<招へい対象者>

- ・ ホテル等の料理人および食品関係バイヤー等

<会場等>

- ・ 5（1）の三重県フェアの期間内において、同フェアを開催しているホテルのイベントホール等において実施する
- ・ 人数に応じた立食用メニュー等を提供する
- ・ 県産食材をメイン食材として活用したメニューを、少なくとも 10 種類以上提供する

#### <レセプション内でのイベント>

来場いただいた料理人やバイヤーの方々に、「みえの食」をより強烈に印象づけるため、効果的なプログラムを実施すること。

少なくとも、

- ・ 知事等の県幹部によるトップセールス
- ・ 料理界に影響力の強いトップシェフが考案したレシピのデモンストレーションと試食

※トップシェフについては、2名以上確保すること

※トップシェフが活用する県産食材は、三重県内の現地視察を行ったうえで、4種類以上を選定すること

- ・ 県内生産者によるプレゼンテーション
  - ・ トークセッション（知事等の県幹部×トップシェフ×生産者） など
- を盛り込むこと。

#### （3）イベントの広報

プロモーションイベントおよび三重県フェアの集客力を高めるため、会場となるラグジュアリーホテル等と連携し、効果的な広告宣伝を行うこと。

#### （4）効果検証

- ・ 上記取組を実施したことによる効果を検証のうえ報告すること
- ・ 効果検証にあたっては、本事業が本県の認知度向上等につながるものであったのか等をアンケート等により調査をすること

#### （5）その他本事業の実施に必要な一連の業務

上記に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議を重ねながら実施すること。

## 6 委託費及び経費等

委託料（上限額 6,021,056 円）の範囲内で当該事業を行うものとし、対象経費は本事業の実施に真に必要なもの（人件費、旅費、通信運搬費、報償費、事務所および会場使用料、資材費等）に限る。

## 7 著作物の利用および著作権

- （1）本業務において作成した成果品のうち新規に発生した著作物にかかる全ての著作権（著作権法第 27 条および第 28 条に規定する権利を含む。）および成果品のうち発注者又は受託者が委託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって発注者に譲渡されるものとし、その成果品中のデータや写真、イラストなどについては、発注者が作成する

印刷物やホームページ等に自由に使用できるものとする。

- (2) (1) により著作権を譲渡すべき著作物の著作権が受託者以外の第三者に帰属している場合は、受託者は成果品の引渡し時点までに当該著作権を取得したうえで発注者に譲渡すること。
- (3) 成果品のうち、(1)の規定の対象外で著作権が受託者に留保されている著作物については、発注者が成果品を自ら利用するために必要な範囲において発注者および発注者が指定する者が自由に利用（著作権法に基づく複製、翻案等を行うことをいい、以下同じ。）できるものとする。
- (4) 成果品のうち、(1)の規定の対象外で著作権が第三者に帰属している著作物については、受託者は、発注者が成果品を利用するために必要な範囲において発注者および発注者が指定する者が利用することについて当該第三者の許諾を得ること。
- (5) 発注者は著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、成果品を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- (6) 受託者は、(1)の規定に基づき発注者に著作権を譲渡した著作物に関する著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を一切行使しないものとする。
- (7) 受託者は、(2)の規定に基づき発注者に著作権を譲渡した著作物について、当該第三者が著作者人格権を一切行使しない旨の契約を締結するものとする。
- (8) (6) 及び(7)に規定する著作者人格権の不行使は、発注者が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続するものとする。
- (9) 本業務における著作権の譲渡、著作者人格権の不行使、著作物の利用許諾等にかかる一切の対価及び経費は契約金額に含まれているものとする。
- (10) 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。

## 8 業務遂行体制

### (1) 業務担当者等

契約締結後、速やかに業務担当者及び作業員（後方支援者も含む）について、書面で報告すること。業務担当者及び作業員に変更・追加が発生する場合も同様とする。

### (2) 連絡体制

緊急時の連絡体制を確保し、連絡体制図（後方支援体制を含む）を提出すること。連絡体制に変更・追加が発生した場合も同様とする。

### (3) その他

業務担当者及び作業員は、本県庁舎等において業務を遂行する際は、社員証等の受託業務従事者であることが証明できるものを携帯すること。

## 9 納品する成果品

以下の資料を令和7年3月21日（金）までに、フードイノベーション課に紙媒体2部および電子媒体（CD-ROM等）1式で提出して下さい。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 収支精算報告書

- (3) 本業務において制作された資料等
- (4) その他、県が成果品として提出をもとめるもの

## 10 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

## 11 委託料の支払い方法及び支払時期

- (1) 委託料の支払は、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に行うものとする。
- (2) 上記に関わらず、本業務を実施するにあたり必要がある場合は前金払いをすることができるものとする。

## 12 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

県は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

## 13 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
  - ア 断固として不当介入を拒否すること。
  - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。
  - ウ 発注所属に報告すること。
  - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。

## 14 障がい理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。

## 15 その他、受託上の留意点

- (1) 本事業は、公的事業であることを十分認識し、適正な事業及び経費の執行に努めること。
- (2) 本事業は、事業の終了後も含めて、今後、三重県監査委員等や会計検査院の検査対象となる場合があるので、検査に積極的に協力するとともに、事業の報告や必要

- な資料の提出等の説明責任を果たすこと。また、(1)で規定する会計関係帳簿類、労働関係帳簿類及び通帳並びに業務日誌等を事業終了後5年間保存しておくこと。
- (3) 本事業を実施するに当たり、三重県と十分な打合せを行うとともに、打合せのための資料作成及び議事録等の作成を行うこと。
  - (4) 本事業の経費をもって、他の業務の経費をまかなってはならない。
  - (5) 人件費等の経費については、労働条件、市場実勢等を踏まえ、適切な水準を設定すること。
  - (6) 新型コロナウイルス感染症の感染状況への対応ならびに拡大時の対応方法を事前に検討するなど、事業遂行への影響が最小限となるよう留意すること。
  - (7) 常に連絡調整ができる体制を整えておくものとする。
  - (8) 著作権等の利用を含め、関係機関への許可申請が必要な場合は、原則受託者において手続きを行うこと。
  - (9) 本委託業務で取得した個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守するものとする。また、個人情報の保護に関する法律第七十六条、第八十条及び第八十四条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者に対する罰則があるので留意すること。
  - (10) 県が受託者を決定した後、委託契約にあたり、仕様書に定める事項及び仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく県と協議を行うものとする。

## 16 連絡先（担当部局）

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県農林水産部 フードイノベーション課 イノベーション促進班

担当 瀬古、中山

TEL 059-224-2391 FAX 059-224-2521

E-mail f-innov@pref.mie.lg.jp